重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案 及び 重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う 関係法律の整備等に関する法律案の概要

趣 旨

内閣官房サイバー安全保障体制整備準備室

- 国家安全保障戦略(令和4年12月16日閣議決定)では、サイバー安全保障分野での 対応能力を欧米主要国と同等以上に向上させるとの目標を掲げ、①**官民連携の強化**、 ②通信情報の利用、③攻撃者のサーバ等への侵入・無害化、④内閣サイバーセキュリティ センター (NISC) の発展的改組・サイバー安全保障分野の政策を一元的に総合調整する 新たな組織の設置等の実現に向け検討を進めるとされた。
- 国家安全保障戦略に掲げられたこれら新たな取組の実現のために必要となる法制度の 整備等について検討を行うため、サイバー安全保障分野での対応能力の向上に向けた 有識者会議を開催(令和6年6月7日~11月29日)、「サイバー安全保障分野での対応能力 の向上に向けた提言」を取りまとめ。
- → これらを踏まえ、「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律案」 (新法)及び「重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴 う関係法律の整備等に関する法律案」(整備法)として必要な法制度を整備。

概 要

官 民 連 携 _____ (新法)

通信情報の利用

(新法)

- ○基幹インフラ事業者
 - による ・導入した一定の 電子計算機の届出
 - ・インシデント報告
- ○情報共有・対策の ための協議会の設置
- ○脆弱性対応の強化

等

- ○基幹インフラ事業者 等との協定(同意) に基づく通信情報の 取得
- (同意によらない) 通信情報の取得
- ○自動的な方法による 機械的情報の選別の 実施
- ○関係行政機関の 分析への協力
- ○取得した通信情報の 厳格な取扱い
- ○独立機関による事前 審査・継続的検査

分析情報・脆弱性情報 の提供等

アクセス・ 無害化措置 (整備法)

- ○重大な危害を防止する ための警察による 無害化措置
- ○独立機関の事前承認・ 警察庁長官等の指揮

(警察官職務執行法改正)

- ○内閣総理大臣の命令 による自衛隊の 通信防護措置(権限は 上記を準用)
- ○自衛隊・在日米軍が 使用するコンピュータ 等の警護(権限は 上記を準用) (自衛隊法改正)

組織・体制整備等(整備法)

○サイバーセキュリティ戦略本部の改組

○サイバーセキュリティ戦略本部の機能強化

○内閣サイバー官の新設

(サイバーセキュリティ基本法改正) (サイバーセキュリティ基本法改正)

(内閣法改正)

筡

等

施行期日